

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 公開特許公報(A)

(11) 特許出願公開番号

特開2019-103429

(P2019-103429A)

(43) 公開日 令和1年6月27日(2019.6.27)

(51) Int.Cl.

A01K 85/18 (2006.01)

F1

A01K 85/18

テーマコード(参考)

2B307

審査請求 未請求 請求項の数 6 OL (全 8 頁)

(21) 出願番号 特願2017-237463 (P2017-237463)

(22) 出願日 平成29年12月12日(2017.12.12)

(71) 出願人 000002439

株式会社シマノ

大阪府堺市堺区老松町3丁7番地

(74) 代理人 110000556

特許業務法人 有古特許事務所

(72) 発明者 園賀 喜美夫

大阪府堺市堺区老松町3丁7番地 株式
会社シマノ内

Fターム(参考) 2B307 BA42 BA46

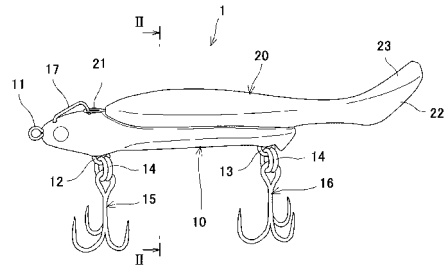
(54) 【発明の名称】 ルアー

(57) 【要約】

【課題】 ソフトルアーなどの軽量材料で形成されたボディを有するルアーの飛距離を伸ばすことができるルアーを提供する。

【解決手段】 第一ボディと、第一ボディの上部に配置される第二ボディと、を備え、第一ボディは、重量材料で形成され、下部にフックを有しており、第二ボディは、軽量材料で形成され、前部に第一ボディの前部に揺動自在に連結される連結部を有している。

【選択図】 図1



【特許請求の範囲】

【請求項 1】

第一ボディと、
前記第一ボディの上部に配置される第二ボディと、
を備え、
前記第一ボディは、重量材料で形成され、下部にフックを有しており、
前記第二ボディは、軽量材料で形成され、前部に前記第一ボディの前部に揺動自在に連結される連結部を有している、
ことを特徴とするルアー。

【請求項 2】

前記第一ボディは、ルアー下部を摸した形態に形成されており、
前記第二ボディは、ルアー上部を摸した形態に形成されており、
前記第一ボディの上部に前記第二ボディが配置されることでルアー全体の形態を成すように構成されている、
請求項 1 に記載のルアー。

【請求項 3】

前記第一ボディ及び前記第二ボディは、前後方向に延在する縦長形状に形成されており、
前記第一ボディは、上面の前後方向に前記第二ボディを配置する凹状部を有し、
前記第二ボディは、下面の前後方向に前記第一ボディの凹状部に沿う凸状部を有している、
請求項 1 又は 2 に記載のルアー。

【請求項 4】

前記第一ボディの体幅は、前記第二ボディの体幅よりも大きく形成されている、
請求項 2 又は 3 に記載のルアー。

【請求項 5】

前記第一ボディは、前部フックと後部フックとを備え、
前記第二ボディは、前記第一ボディの後部フックよりも後方に突出する尾部を備えている、
請求項 1 ～ 4 のいずれか 1 項に記載のルアー。

【請求項 6】

前記尾部は、前記第二ボディの上部から上向きに延在する水受け面を有している、
請求項 5 に記載のルアー。

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

本発明は、釣りに用いられるルアーに関する。

【背景技術】

【0002】

ルアーを用いたルアーフィッシングが普及している。ルアーを用いたルアーフィッシングによる捕獲対象は、主として小魚を捕食する大型の魚（以下、「フィッシュイーター」という）である。ルアーは、キャストによって空中を飛行して着水する。ルアーは、着水後に自重で水中に沈降する。ルアーは、リールでラインを巻き取るリトリブによって所望の水深（レンジ）で泳がされる。フィッシュイーターは、このルアーに食いつく。ルアーにはフックが取り付けられている。フィッシュイーターは、ルアーに食いついてフックが刺さることで釣り上げることができる。

【0003】

ルアーのキャストは、例えば、水深が深いポイントや木の陰に近いポイントなどを狙って行われる。ルアーのキャストは、フィッシュイーターに気付かれない位置から遠投することが多い。また、魚がハードルアーに慣れてしまっている（いわゆるスレた）状況などでは

10

20

30

40

50

、ワームなどのソフトルアーを用いる場合がある。ソフトルアーを用いる場合、飛距離を得るためなどにジグヘッドリグや重いシンカーを使用したリグなどを用いることがある。

【0004】

なお、この種の先行技術として、例えば、遠投性に優れたルアーとするために、ルアー本体を金属製としたものがある（例えば、特許文献1参照、）。しかし、このルアーは、ルアー本体が金属製であるためソフトルアーを用いる状況での使用には適さない。

【先行技術文献】

【特許文献】

【0005】

【特許文献1】特開2017-139970号公報

10

【発明の概要】

【発明が解決しようとする課題】

【0006】

ところで、ソフトルアーの場合、上記したジグヘッドリグや重いシンカーを使用したリグなどを用いても大幅な重量増加は難しい。このため、ソフトルアーなどの軽量材料で形成されたルアーは、狙えるポイントまでの距離に限られる。

【0007】

そこで、本発明は、軽量材料で形成されたボディを有するルアーの飛距離を伸ばすことができるルアーを提供することを目的とする。

【課題を解決するための手段】

20

【0008】

上記目的を達成するために、本発明は、第一ボディと、前記第一ボディの上部に配置される第二ボディと、を備え、前記第一ボディは、重量材料で形成され、下部にフックを有しており、前記第二ボディは、軽量材料で形成され、前部に前記第一ボディの前部に揺動自在に連結される連結部を有している。この明細書及び特許請求の範囲の書類中における「軽量材料で形成された第二ボディ」は、例えば、ワームなどのソフトルアーを含む。

【0009】

この構成により、ルアーをキャストすることで、重量材料の第一ボディが先行した状態で空中を飛行する。重量材料の第一ボディが先行して飛行することで、軽量材料で形成された第二ボディを備えたルアーの飛距離を伸ばすことができる。

30

【0010】

また、前記第一ボディは、ルアー下部を摸した形態に形成されており、前記第二ボディは、ルアー上部を摸した形態に形成されており、前記第一ボディの上部に前記第二ボディが配置されることでルアー全体の形態を成すように構成されていてもよい。このように構成すれば、ルアーは、着水後のリトリーブによって第一ボディの上部に第二ボディが配置された状態で泳動する。泳動時には、第一ボディと第二ボディとによって魚を模した疑似餌などのルアー全体の形態を成す。

【0011】

また、前記第一ボディ及び前記第二ボディは、前後方向に延在する縦長形状に形成されており、前記第一ボディは、上面の前後方向に前記第二ボディを配置する凹状部を有し、前記第二ボディは、下面の前後方向に前記第一ボディの凹状部に沿う凸状部を有していてもよい。このように構成すれば、リトリーブ時に、第二ボディの凸状部が第一ボディの凹状部に密着して一体的なルアーとなる。

40

【0012】

また、前記第一ボディの体幅は、前記第二ボディの体幅よりも大きく形成されていてもよい。このように構成すれば、リトリーブ時に下方から受ける水流抵抗を第一ボディで受けて、第二ボディが受ける水流抵抗を低減させることができる。

【0013】

また、前記第一ボディは、前部フックと後部フックとを備え、前記第二ボディは、前記第一ボディの後部フックよりも後方に突出する尾部を備えていてもよい。このように構成

50

すれば、第一ボディから後方に突出する第二ボディの尾部によってフィッシュイータを誘う。第二ボディの尾部に食いついたフィッシュイータに、第一ボディのフックが刺さりやすくなる。

【0014】

また、前記尾部は、前記第二ボディの上部から上向きに延在する水受け面を有していてもよい。このように構成すれば、リトリブ時に、尾部の水受け面が受ける水流で第二ボディを第一ボディに密着させることができる。

【発明の効果】

【0015】

本発明によれば、重量材料で形成された第一ボディが先行して飛び、軽量材料で形成された第二ボディを備えたルアーの飛距離を伸ばすことが可能となる。

10

【図面の簡単な説明】

【0016】

【図1】図1は、本発明の一実施形態に係るルアーを示す斜視図である。

【図2】図2は、図1に示すルアーのII-II断面の斜視図である。

【図3】図3は、図1に示すルアーの第二ボディの揺動範囲を示す斜視図である。

【図4】図4は、図1に示すルアーのキャスト時における状態を示す斜視図である。

【図5】図5は、図4に示すルアーが着水後に沈降する状態を示す斜視図である。

【図6】図6は、図5に示すルアーのリトリブ時における状態を示す斜視図である。

【図7】図7は、図6に示すルアーのVII-VII断面図である。

20

【発明を実施するための形態】

【0017】

以下、本発明の実施形態を図面に基づいて説明する。以下の実施形態では、前後方向に延在する縦長形状の小魚を模したルアー1を例に説明する。この明細書及び特許請求の範囲の書類中における前後方向は、頭部方向を前方、尾びれ方向を後方とする。また、前後方向と直交する横方向を左右方向とする。また、ルアー1の前後方向を縦方向ともいう。

【0018】

(ルアーの構成)

図1及び図2に基づいて、一実施形態に係るルアー1を説明する。図1に示すように、ルアー1は、下方に位置する第一ボディ10と、上方に配置される第二ボディ20とを備えている。第一ボディ10は、ルアー下部を模した形態に形成されている。第二ボディ20は、ルアー上部を模した形態に形成されている。ルアー1は、第一ボディ10の上部に第二ボディ20が配置されることで、魚の形状を模した疑似餌としてのルアー全体の形態となる。

30

【0019】

第一ボディ10は、前後方向に延在する縦長形状に形成されている。第一ボディ10は、この実施形態では重量材料である金属材料で形成されている。重量材料は、密度が 3.0 g/cm^3 以上が好ましい。第一ボディ10の前端部にはラインアイ11が設けられている。第一ボディ10の下部には、前部フックアイ12と後部フックアイ13とが設けられている。前部フックアイ12には、スプリットリング14で前部フック15が取り付けられている。後部フックアイ13には、スプリットリング14で後部フック16が取り付けられている。この実施形態の前部フック15及び後部フック16は、いずれも3本フックが用いられている。前部フック15と後部フック16は、2本フックを用いても、前後で異なるフックを用いてもよい。そして、第一ボディ10の前部には、上向きに突出する第一ボディアイ17が設けられている。第一ボディアイ17は、第一ボディ10の前後方向に延在している。

40

【0020】

第二ボディ20は、前後方向に延在する縦長形状に形成されている。第二ボディ20は、前端部が尖り、中央部分が太く、後部がくびれた流線形で形成されている。第二ボディ20は、後端部に尾部22が備えられている。第二ボディ20は、これらを一体成形で形

50

成することができる。第二ボディ20は、この実施形態では軽量材料であるポリ塩化ビニルで形成されている。第二ボディ20は、シリコンゴムなどの軽量材料で形成することができる。軽量材料は、密度が 1.5 g/cm^3 以下が好ましい。

【0021】

第二ボディ20の前端部には、前方に突出する第二ボディアイ21が設けられている。第二ボディアイ21は、第一ボディ10の第一ボディアイ17に連結されている。第二ボディ20は、第二ボディアイ21の部分でのみ第一ボディ10に連結されている。第二ボディアイ21は、第二ボディ20を第一ボディ10に連結する連結部である。第二ボディ20は、第二ボディアイ21の部分でのみ連結されている。よって、第一ボディ10のラインアイ11に接続されたライン30を引くことで、第二ボディ20は水流Fによって第一ボディ10の上部に配置される(図6)。

10

【0022】

第二ボディ20の尾部22は、第一ボディ10の後部フック16よりも後方に突出している。尾部22は、第二ボディ20の上部から上向きに突出する水受け面23を有している。尾部22は、水中Uを泳動することで水受け面23が水流Fを受けて下向きに付勢される。水受け面23は、例えば、魚の尾を模した形状にできる。尾部22の形状及び水受け面23の形状は、この実施形態に限定されない。尾部22及び水受け面23は、ルアー1の形状に応じて決定すればよい。

【0023】

図2に示すように、第一ボディ10の体幅W1は、第二ボディ20の体幅W2よりも大きく形成されている。第一ボディ10は、下方からの水流抵抗を受けて側方に逃がすようになっている。これにより、第二ボディ20は、第一ボディ10の上部に配置される部分では、下方からの水流が直接的に作用しない。第二ボディ20は、第一ボディ10の上部に配置される部分では、第一ボディ10から離れる方向に水流が作用することを抑えている。よって、第二ボディ20は、第一ボディ10の上部に配置された状態が保たれる。

20

【0024】

また、第一ボディ10は、上面の前後方向に第二ボディ20を配置する凹状部18を有している。第二ボディ20は、下面の前後方向に第一ボディ10の凹状部18に沿う凸状部24を有している。これにより、第一ボディ10の上面に第二ボディ20が配置された状態で、第二ボディ20の凸状部24が第一ボディ10の凹状部18に密着した状態となる。よって、第二ボディ20が第一ボディ10に沿って一体的となった状態を適切に保つことができる。なお、第二ボディ20と第一ボディ10を密着させる構成は、磁石などを用いてもよい。

30

【0025】

上記ルアー1によれば、第一ボディ10の上部に第二ボディ20が密着して一体となった状態にできる。よって、ルアー1は、着水後のリトリブ時に、第一ボディ10と第二ボディ20とが一体となって魚を模した疑似餌の形態をなして水中を適切に泳動できる。

【0026】

(第二ボディの揺動範囲)

図3に示すように、第二ボディ20は、第二ボディアイ21が第一ボディ10の第一ボディアイ17に連結されている。これにより、第二ボディアイ21は、前後方向に延在する第一ボディアイ17の後端から前端までの範囲で揺動自在となっている(白抜き矢印)。よって、第二ボディ20は、実線と二点鎖線で示すように、第一ボディ10の前後方向に揺動できる。第二ボディ20は、二点鎖線で示すように、前端が第一ボディ10の前端と向き合うように、前後が180度逆向きの状態まで揺動自在となっている。

40

【0027】

(ルアーのキャスト時における形態)

図4及び図5に基づいて、ルアー1のキャスト時から着水後に沈降する状態を説明する。図4に示すように、ルアー1は、キャストすることで飛行する。ルアー1は、第一ボディ10が重量材料で、第二ボディ20が軽量材料である。このため、飛行時には第一ボデ

50

ィ 10 が先行して飛行する（白抜き矢印）。第二ボディ 20 は、第一ボディ 10 に対して揺動自在である。このため、飛行時には、重量材料の第一ボディ 10 と軽量材料の第二ボディ 20 とが直線状になった状態で飛行する。ルアー 1 は、第一ボディ 10 と第二ボディ 20 とが直線状になって飛行することで、飛行時の空気抵抗を減らすことができる。ルアー 1 は、第一ボディ 10 が重量材料であるため、飛距離を伸ばすことができる。例えば、第二ボディ 20 としてワームを用いた場合、ワームを備えたルアー 1 の飛距離を伸ばすことができる。ルアー 1 は、飛距離を伸ばすことで、狙えるポイントの距離範囲を広げることができる。

【0028】

図 5 に示すように、ルアー 1 は、第一ボディ 10 が重量材料であるため、第一ボディ 10 から着水する。ルアー 1 は、着水後、第一ボディ 10 から沈降する（白抜き矢印）。ルアー 1 は、第二ボディ 20 が軽量材料であるため、先に沈降する第一ボディ 10 に第二ボディアイ 21 で連結された第二ボディ 20 は、尾部 22 が縦向きになった追従するように沈降する。

10

【0029】

（ルアーのリトリブ時における形態）

図 6 及び図 7 に基づいて、ルアー 1 のリトリブ時における形態を説明する。図 6 に示すように、ルアー 1 は、沈降している状態からリトリブによって第一ボディ 10 のラインアイ 11 に接続されたライン 30 で前方に引かれる（白抜き矢印）。ルアー 1 は、リトリブによって水流 F を受ける。第二ボディ 20 は、水流 F によって第二ボディアイ 21 が第一ボディアイ 17 の後端に位置した状態となる。これにより、第二ボディ 20 は第一ボディ 10 の上面に沿った状態となり、第一ボディ 10 と第二ボディ 20 とが一体となった状態で泳動する。また、第二ボディ 20 の尾部 22 は、水流 F を水受け面 23 で受ける。第二ボディ 20 は、水受け面 23 に作用する水流抵抗で第一ボディ 10 に向けて付勢されて密着する。

20

【0030】

図 7 に示すように、第一ボディ 10 に向けて密着させられる第二ボディ 20 は、第二ボディ 20 の凸状部 24 が第一ボディ 10 の凹状部 18 に密着させられる。また、第一ボディ 10 の体幅 W1 は、第二ボディ 20 の体幅 W2 よりも大きくなっている。これにより、ルアー 1 は、リトリブ時に第一ボディ 10 と第二ボディ 20 とが重なった部分では、下方からの水流 F による水流抵抗を第一ボディ 10 で受けて第二ボディ 20 に作用しない。よって、軽量材料の第二ボディ 20 は、下方からの水流抵抗が低減されて第一ボディ 10 から離れることが抑制される。このようなルアー 1 は、第一ボディ 10 と第二ボディ 20 とが密着して疑似餌としての一体的な全体形状を保った状態で安定して泳動させることができる。

30

【0031】

さらに、図 6 に示すように、第二ボディ 20 の尾部 22 は、第一ボディ 10 の後部フック 16 よりも後方が第一ボディ 10 から後方に突出している。尾部 22 は、リトリブ時に下方からの水流を受けて振れる。第二ボディ 20 は、尾部 22 が振れることでソフトルアーのような動きをする。第二ボディ 20 は、尾部 22 がソフトルアーのような動きをしてフィッシュイーターを誘う。これにより、ルアー 1 は、フィッシュイーターが食いつく機会を増やすことができる。

40

【0032】

このように、ルアー 1 によれば、第一ボディ 10 と第二ボディ 20 とが一体となって泳動するため、一匹の魚のような泳動を損なわない。しかも、重量材料の第一ボディ 10 により、軽量材料の第二ボディ 20 を有するルアー 1 の飛距離を伸ばすことができる。

【0033】

また、ルアー 1 は、第二ボディ 20 の形状を異ならせることで、異なったアクションで泳動するルアーにできる。例えば、第二ボディ 20 の尾部 22 及び水受け面 23 の形状を異ならせることで振れが異なるルアーにできる。

50

【 0 0 3 4 】

(その他の変形例)

第一ボディ 1 0 及び第二ボディ 2 0 は縦長に限定されるものではない。第一ボディ 1 0 の上下方向寸法が大きく形成され、第二ボディ 2 0 がその第一ボディ 1 0 の上部に配置されるような構成でもよい。ルアー 1 の形態は、上記した実施形態に限定されるものではない。

【 0 0 3 5 】

また、第一ボディ 1 0 の長さ、第二ボディ 2 0 の長さの比率は一例である。第一ボディ 1 0 と第二ボディ 2 0 の長さは同等でもよい。疑似餌として模す魚の形態に応じて、第一ボディ 1 0 と第二ボディ 2 0 の長さを決定することができる。また、第一ボディ 1 0 の形態に応じて第二ボディ 2 0 の連結部 (第二ボディアイ 2 1) の位置を決定することができる。

10

【 0 0 3 6 】

本発明は、要旨を損なわない範囲での種々の構成を変更することは可能であり、本発明は上記した実施形態に限定されるものではない。

【符号の説明】

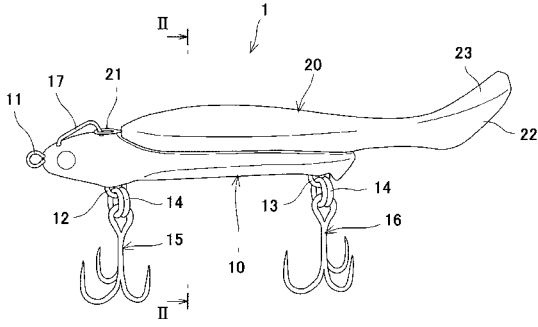
【 0 0 3 7 】

- 1 ルアー
- 1 0 第一ボディ
- 1 1 ラインアイ
- 1 2 前部フックアイ
- 1 3 後部フックアイ
- 1 4 スプリットリング
- 1 5 前部フック
- 1 6 後部フック
- 1 7 第一ボディアイ
- 1 8 凹状部
- 2 0 第二ボディ
- 2 1 第二ボディアイ
- 2 2 尾部
- 2 3 水受け面
- 2 4 凸状部
- 3 0 ライン
- W 1 体幅
- W 2 体幅

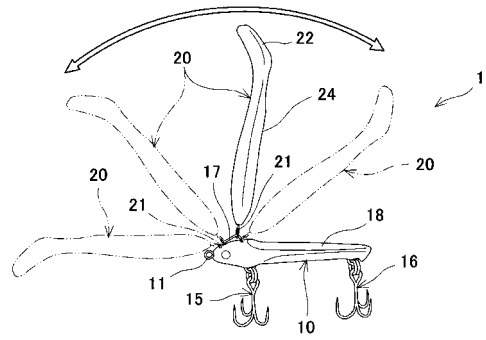
20

30

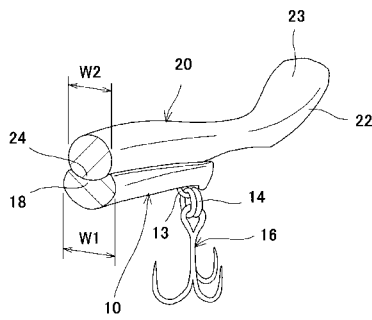
【 図 1 】



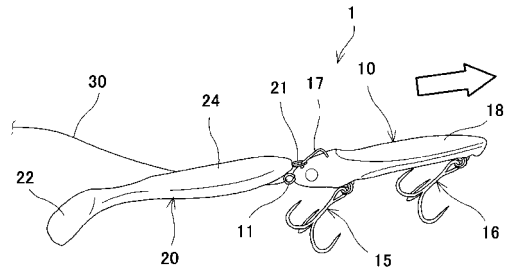
【 図 3 】



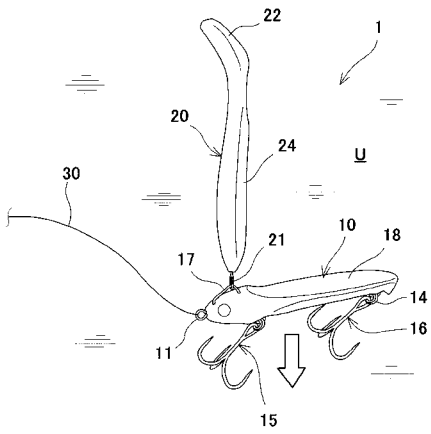
【 図 2 】



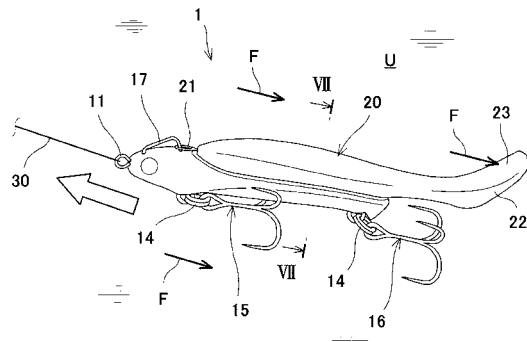
【 図 4 】



【 図 5 】



【 図 6 】



【 図 7 】

